

「日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式」の調達に係る質問等への回答

日本年金機構
システム企画部

| 項目番号 | 仕様書の該当ページ | 仕様書の該当項番 | 照会事項 | 回答 |
|------|-----------|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 調達仕様書 P2 | 1.4.2 関連事業者の一覧 | 「公的年金給付総合情報連携システムアプリケーション開発及び保守等事業者」と記載がありますが、これには「公的年金給付総合情報連携システム更改に係る設計・開発、アプリケーション保守及びソフトウェア製品保守業務」の受託者」だけでなく、現行の公的年金給付総合情報連携システムを担当する「公的年金給付総合情報連携システムアプリケーション開発及び保守等事業者」も存在する理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり現行及び更改の「公的年金給付総合情報連携システムアプリケーション開発及び保守等事業者」となります。 |
| 2 | 調達仕様書 P5 | 1.6.2 契約延長(1) | 契約延長について、「同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。」と記載がございますが、市場価格の動向と技術革新、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議可能との認識でよろしいでしょうか。 | 調達仕様書に記載のとおり、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、本受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議を行うこととします。 なお、定量的な数値の証明の例としては、保守物品の価格高騰等による提供価格への影響を記載した製品メーカーの公式な書面等が該当します。 1年を超える契約延長時においても、同様に協議を行うこととします。 |
| 3 | 調達仕様書 P6 | 1.6.2 契約延長(2) | 「延長後の全ての期間において、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の1/12 以下とすること。また、延長期間に1か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとすること。」と記載がございますが、今回製品指定となっている市販ソフトウェア保守経費は、日割り対応が不可となります。 ハードウェア保守経費、ソフトウェア製品保守経費は対象外の認識で間違いないでしょうか。 | 調達仕様書に記載のとおり、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料は日割りで対応願います。 また、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供願います。 |
| 4 | 調達仕様書 P7 | 1.6.3 留意事項(6) | 仕様書に定める「ソフトウェア製品の使用許諾権は、原則、機構に帰属できる形態で納品すること。」とは契約期間満了後、日本年金機構様がソフトウェアを無償で継続使用できる条件という理解でよろしいでしょうか。 | 原契約期間満了後の延長契約時において、ソフトウェア製品に係る再リース料を不要としソフトウェアを継続利用できることを求めます。 |
| 5 | 調達仕様書 P18 | 4.2 成果物の範囲、納品期限等 表 4.2.1.1 成果物一覧 | 項26、27、28の適合性確認資料、プロジェクト管理計画書、WBS(事後)の納品期限が受け入れテスト完了後2週間以内とありますが、受け入れテストは受託者導入役務の最終工程ではない認識です。納品期限は最終工程となる高負荷テスト支援後の2週間以内が正しいでしょうか。 | ご認識のとおり、調達仕様書「表 1.7.1支払」に記載の内容のとおり、プロジェクト完了報告書等は、本番開始までの対応となるため、記載を見直します。 正誤表 項番1を参照願います。 |
| 6 | 調達仕様書 P27 | 5.2 管理体制(4) | (4)に記載のある「情報取扱者名簿」及び「業務従事者名簿」に記載をする対象人員及び記載内容につきましては、日本年金機構様が情報を適切に管理されている体制が確保されていると判断できる前提において、提示する情報の対象を協議させていただくことは可能でしょうか。 | 記載内容について、機構と協議するものといたします。 |
| 7 | 要件定義書 P15 | 4.11.3 ハードウェア要件(2) | 「表4.11.3.1スキャナ要求仕様」について、項番7の「光学解像度」と記載がありますが、出力解像度との認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、「出力解像度」となります。 正誤表 項番2を参照願います。 |
| 8 | 要件定義書 P15 | 4.11.3 ハードウェア要件(2) | 「表 4.11.3.1スキャナ要求仕様」項番7の分類に「光学解像度」の記載がございますが、「出力解像度」という解釈でよろしいでしょうか。 | 項番7を参照願います。 |
| 9 | 要件定義書 P18 | 4.11.6 機器搬入出し及び設置に係る要件 | (2)設置・接続に係る要件 ①接続作業概要 表4.11.6.3 役割分担 項4「扶養スキャナ用USBケーブルの制御端末への接続」の「扶養スキャナ用USBケーブルの機構又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し」の行の分担担当の〇印がありません。受託者が担当と思われますが、相違ないでしょうか。 | ご認識のとおり、受託者が担当となります。 正誤表 項番3を参照願います。 |

| 項目番 | 仕様書の該当ページ | 仕様書の該当項番 | 照会事項 | 回答 |
|-----|------------------|-------------------------------|---|---|
| 10 | 要件定義書 P19 | 4.11.6 機器搬入出し及び設置に係る要件 | 「表4.11.6.3 役割分担」について、項番5「扶養スキャナ用USBケーブルの機器又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し」の作業は受託者の役務という理解でよろしいでしょうか。 | 項番9を参照願います。 |
| 11 | 要件定義書 P21 | 4.11.7 設計及び構築要件 | (2)環境構築に係る要件 ②では、「受託者は、初期動作確認テスト後に、「環境構築手順書」に従って、扶養スキャナへの設定投入を実施すること。」とあります。 【別紙2】関連事業者との役務分担表のNo42,47検証機の設定投入・接続テストでは受託者が主体で行う(インストール及び設定・接続テストを行)ように見受けられますが、一方で、【別紙2】関連事業者との役務分担表のNo79,82本番機(先行)(本番機も同様)では、関連事業者主体で行う(受託者作成のドキュメントを元にインストールおよび設定・接続テストを行う)ように見受けられます。 スキャナーコントローラーのインストール・設定作業・接続テスト実施について、検証機は受託者が主体で実施し、本番機(含む先行)は、受託者作成ドキュメントを元に関連事業者が主体で実施する認識で認識齟齬ございませんでしょうか。 | ご認識のとおり「検証機は受託者が主体で実施し、本番機(含む先行)は、受託者作成ドキュメントを元に関連事業者が主体で実施する」となります。 なお、関連事業者の作業負担とならないように、資材の配信等による自動インストール等、作業効率化を考慮願います。 |
| 12 | 要件定義書 P24 | 4.12 テストに関する事項 | (5)留意事項について 「テスト期間中、休日又は夜間における対応が発生するため、留意すること」との記載ですが想定される対応はどのような事項になりますでしょうか。テストについては休日、夜間実施されるのでしょうか。 | 本番環境を利用した高負荷テスト等を実施する際、日本年金機構、関連業者に対する支援として、立ち合い及びトラブル発生時の切り分け等を想定しています。 なお、本番環境を利用した高負荷テスト等を実施する際、業務影響を考慮し、休日、夜間に実施することとなります。 |
| 13 | 要件定義書 P24 | 4.12 テストに関する事項 | (5)留意事項について 「テスト期間中、休日又は夜間における対応が発生するため、留意すること」との記載ですが、テストについては休日、夜間実施されるのでしょうか。 | 項番12を参照願います。 |
| 14 | 要件定義書 P26 | 4.16 運用・保守に関する事項 | 4.16運用・保守に関する事項について 本番設置拠点内に緊急時に利用する交換用保守機を2台保管いただける場所等を確保可能でしょうか。 | 本番機設置拠点で、提案された保守機の2台を保管することは可能です。 なお、保管に関する対応方法について、機構と協議願います。 |
| 15 | 要件定義書 P28 | 4.16.2 保守業務の要件(3) | 「表4.16.2.2 保守業務の実績作業量(参考)」の項番1に、「令和5年度問合せ(機器の仕様、修理等) 実績は約40件。」と記載がありますが、見積もり精緻化のため、問合せ内容の内訳をご教示いただけますでしょうか。 | 閲覧資料を確認願います。 |
| 16 | 要件定義書 別紙2 | 【別紙2】 関連事業者との役務分担表 #129 | 【別紙2】関連事業者との役務分担表 項番129に、「イベント保守対応(公的年金給付総合情報連携システム更改)」の作業項目がございますが、当該システムの更改予定日をご教示いただけますでしょうか。 | 「公的年金給付総合情報連携システム更改」の更改予定日は、令和9年1月となります。 |
| 17 | 業務委託契約書(案) P2 | 第8条 | 「3 前項の場合、乙及び丙は直ちに同等の性能を有する対象機器を使用させる義務を負うものとする。」との記載がございますが、第2項に記載の当該対象機器の修理又は交換にあたっては、要件定義書「4.16 運用・保守に関する事項」記載に則り、対応する認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、第2項に記載の当該対象機器の修理又は交換にあたっては、要件定義書「4.16 運用・保守に関する事項」の記載に則り、対応願います。 |

日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等

(令和8年2月～令和13年4月)一式に係る調達仕様書等の訂正について

事前に配布しました「日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式」の調達仕様書等に一部誤り等がありましたので、「表1. 正誤表」のとおり訂正いたします。

表1. 正誤表

| 項目番号 | 該当頁 | 訂正前 | | | | | 訂正後 | | | | |
|------|-----------------|---|---------------------------|---|--------|----------------|---|-------|---|---|--------|
| 1 | 調達仕様書 P15 | 表4.2.1.1 成果物一覧 | | | | | 表4.2.1.1 成果物一覧 項番26,27,28の納品期限を修正 | | | | |
| | | 項番 | 対応する役務内容 | 成果物 | 概要 | 納品期限 | SLCP-JCF2013のアクティビティ | 項番 | 対応する役務内容 | 成果物 | 概要 |
| | | 26 | 4.1.1 (1) プロジェクト外管理等業務 | 適合性確認資料 | (変更なし) | 受入れテスト完了後2週間以内 | 5.2.4 プロジェクトの終了 | 26 | 4.1.1 (1) プロジェクト外管理等業務 | 適合性確認資料 | (変更なし) |
| | | 27 | | プロジェクト完了報告書 | (変更なし) | | | 27 | | プロジェクト完了報告書 | (変更なし) |
| | | 28 | | WBS(事後) | (変更なし) | | | 28 | | WBS(事後) | (変更なし) |
| 2 | 要件定義書 P15 | 表4.11.3.1 スキャナ要求仕様 | | | | | 表4.11.3.1 スキャナ要求仕様 項番7の分類を修正 | | | | |
| | | 項番 | 分類 | 要件詳細 | | | 項番 | 分類 | 要件詳細 | | |
| | | 7 | 光学解像度 | 200dpi, 240dpi, 300dpi, 400dpi, 600dpi の範囲を選択できること。 | | | 7 | 出力解像度 | 200dpi, 240dpi, 300dpi, 400dpi, 600dpi の範囲を選択できること。 | | |
| 3 | 要件定義書 P19 | 表4.11.6.3 役割分担 | | | | | 表4.11.6.3 役割分担 項番5の受託者を追記 | | | | |
| | | 項番 | 作業 | 作業概要 | | 機構/運用管理業者 | 受託者 | 項番 | 作業 | 作業概要 | |
| | | 4 | 扶養スキャナ用USBケーブルの制御端末への接続 | 機器設置場所までの扶養スキャナ用USBケーブル準備 | | | ○ | 4 | 扶養スキャナ用USBケーブルの制御端末への接続 | 機器設置場所までの扶養スキャナ用USBケーブル準備 | |
| | | 5 | | 扶養スキャナ用USBケーブルの機構又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し(※1) | | | - | 5 | | 扶養スキャナ用USBケーブルの機構又は端末設備等運用管理事業者への受け渡し(※1) | |
| | | 6 | | 扶養スキャナから制御端末への扶養スキャナ用USBケーブル挿入(※2) | | ○ | | 6 | | 扶養スキャナから制御端末への扶養スキャナ用USBケーブル挿入(※2) | |
| 4 | 総合評価基準書(別添3)1/2 | 4.11 情報システム稼働環境に関する事項 ・納品期限日間近に機器を納品する及び納品作業日数を短縮するための施策 | | | | | 4.11 情報システム稼働環境に関する事項 評価基準【記載を求める事項】の一部を訂正 ・各納品期限日間近に機器を納品するための施策 | | | | |

(下線部分は訂正箇所)

以上